

令和6年4月
から拡充

加須市では、住み慣れた自宅等で自分らしく安心して日常生活を送れるよう、在宅サービス利用料の一部を助成します。

若年者在宅ターミナルケア支援事業

対象者

以下のすべてに該当する市民が対象となります。

- 20歳以上40歳未満の加須市民
- ターミナルがん患者で医師が末期がんであることを認め、在宅療養生活への支援及び介護が必要な方



対象サービス

- 訪問介護
身体介護、生活援助、通院等乗降の介助
- 訪問入浴介護
- 福祉用具の貸与
 - ・ 車椅子 ・ 車椅子附属品 ・ 特殊寝台
 - ・ 特殊寝台附属品（介護用ベルトを含む） ・ 床ずれ防止用具
 - ・ 体位変換器 ・ 手すり（工事を伴わないもの）
 - ・ スロープ（工事を伴わないもの） ・ 歩行器 ・ 歩行補助つえ
 - ・ 移動用リフト ・ 自動排泄処理装置（つり具の部分を除く）
- 【新】福祉用具の購入
 - ・ 腰掛便座 ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品
 - ・ 入浴補助用具 ・ 簡易浴槽
 - ・ 移動用リフト（つり具の部分に限る）



助成金額

- 【拡】対象サービス利用料の9割に相当する額（1か月当たり上限8万円）
- 【新】福祉用具購入費の9割に相当する額（上限10万円）
- 申請時に必要となる意見書の作成料を全額助成（上限5,000円）

※いったんは、利用者がサービス利用料等の全額を支払いその後、審査により市が利用者へ助成金を支払います。



助成の決定

- 事前に利用申請が必要です。（裏面参照）

【問い合わせ】

加須市役所 いきいき健康医療課
TEL 0480(62)1311
FAX 0480(62)1158
E-Mail kenkou@city.kazo.lg.jp



ホームページはこちら→

申請手続きの流れ

利用申請

- いきいき健康医療課へ、次の書類を提出ください。
- 提出書類
 - ①加須市若年者在宅ターミナルケア支援事業利用申請書（様式第1号）
 - ②加須市若年者在宅ターミナルケア支援事業意見書（様式第2号）
- 申請者と利用者の本人確認ができる書類等をご提示いただきます。
- 意見書作成料を請求する場合は、領収書を保管ください。



利用決定

- 申請時に提出いただいた、①・②の申請書類の内容を審査し、市から若年者在宅ターミナルケア支援事業利用決定（却下）通知書（様式第3号）を郵送します。



サービスの
利用

- 利用決定後、都道府県が指定するサービス提供事業者へ利用者が直接依頼し、サービスの利用を開始します。



サービス
利用料の
支払い

- 利用者は、サービス提供事業者から請求された額の全額を支払い、領収書、明細書（サービスの内容、利用回数、金額等が記載されたもの）を、必ず発行してもらい保管してください。



サービス
利用料の
請求

- いきいき健康医療課へ、次の書類を提出ください。
- 提出書類
 - ①加須市若年者在宅ターミナルケア支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第6号）
 - ②サービス提供事業者の領収書（原本）、明細書（原本）
 - ③意見書作成料の領収書（原本）
- サービス利用料は、同年度内（4月から3月末）までに請求ください。請求が遅れる場合は、事前にいきいき健康医療課へ連絡してください。



サービス
利用料の
支払い

- 請求時に提出いただいた、①・②・③の請求書類の内容を審査し、市から若年者在宅ターミナルケア支援事業助成金交付通知書（様式第7号）または、不交付通知書（様式第8号）を郵送します。
- 交付する場合は、市から指定の口座へ助成金を振り込みます。